

# 特別支援学校の種類と特色

## 視覚障がい特別支援学校

### 【障がいの程度】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

視覚障がい特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部を設置することができるようになっており、そこでは、一貫した教育が行われています。特に高等部には、普通科、本科保健医療科、専攻科医療科などが設置されており、特色ある職業教育が行われています。また、通学が困難な子供のために寄宿舎が設けられているところもあります。

### 【教育の特色<sup>\*8</sup>】

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様の各教科等に加えて、自立活動を設定し、それらを指導することによって人間として調和のとれた育成を目指しています。なお、自立活動の具体的な指導内容としては、例えば、触覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導や白杖（はくじょう）による一人歩きの技能を身に付けるための指導、視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導、日常生活に必要な基本的行動様式を身に付けるための指導や情報機器の活用技能を高めるための指導などが行われています。



## 聴覚障がい特別支援学校

### 【障がいの程度】

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

聴覚障がい特別支援学校には、一般的に幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれています。

### 【教育の特色<sup>\*8</sup>】

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずるとともに、聴覚障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために、「自立活動」が設けられています。「自立活動」の指導では、個別の指導計画に基づいて指導が行われますが、聴覚障がいのある子供への指導内容は、幼稚部、小学部では聴覚活用や言語発達に重点を置き、それ以降は、自立と社会参加を見据えた言語指導や情報の活用（読書の習慣、コミュニケーションの態度・技能など）、障がいの特性についての自己理解や心理的な諸問題に関するものなども指導していることが多いです。

各教科等の指導は、子供一人一人の実態等に応じて指導内容や指導方法を工夫することになっており、正確かつ円滑な意思疎通がなされるよう個別の指導計画に基づいて指導がなされています。



\* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

\*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

# 特別支援学校の種類と特色

## 知的障がい特別支援学校

### 【障がいの程度】

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

知的障がい特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設けられています。また、訪問教育を行っている学校もあります。

### 【教育の特色\*8】

知的障がい特別支援学校の各教科は、小学校等の各教科の目標及び内容の連続性、関連性や知的障がいのある子供の学習上の特性を踏まえ、段階ごとの目標及び内容が示されています。

### （小学部の例）

小学部の各教科等については、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての子供に履修させるものとなっています。また、外国語活動については、子供や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるようになっています。なお、小学部の教科に、社会科、理科、家庭科が設けられていませんが、子供の具体的な生活に関する学習の中で社会や自然等に直接関わったり、気付いたりすることができるように、それらの教科の内容を生活科に包含しているという特徴があります。



## 肢体不自由特別支援学校

### 【障がいの程度】

- 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

肢体不自由特別支援学校には、一般的に小学部、中学部、高等部等が設置され、一貫した教育が行われています。寄宿舎を設置している学校や、訪問教育を行っている学校もあります。

### 【教育の特色\*8】

子供一人一人の肢体不自由に伴う身体の動きやコミュニケーション等の障がいの状態等に応じた指導とともに、知的な発達の状態等に応じた指導を行う必要もあることから、肢体不自由特別支援学校においては、「小学校・中学校・高等学校の各教科を中心とした教育課程」「小学校・中学校・高等学校の下学年（下学部）の各教科を中心とした教育課程」「知的障がい特別支援学校の各教科を中心とした教育課程」「自立活動を中心とした教育課程」等、子供の実態等を考慮した多様な教育課程を工夫して編成・実施しています。

なお、肢体不自由による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能や態度を育むために自立活動の指導では、例えば、身体の動きの改善・向上を目指し、環境等の把握やコミュニケーションと関連付けながら、座位の保持や立位・歩行や移動に関する指導、日常生活動作に関する指導なども取り組まれています。



\*8：“各特別支援学校の特色”については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

\*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）

## 病弱特別支援学校

### 【障がいの程度】

- 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

引用：「学校教育法施行令第22条の3」

病弱特別支援学校は、病弱及び身体虚弱の状態が、この第22条の3に示されている程度の者を教育の対象とした特別支援学校で、病院に隣接又は併設されていることが多いです。また、病院内に教室となる場所や職員室等を確保して、分校又は分教室として設置している所や、病院・施設、自宅への訪問教育を行っている所も多くあります。また、病弱特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されていますが、高等部が設置されていない所もあります。そのため、高等学校段階の子供が入院する場合には、入院した病院で教育を受けることができるかどうか、病弱特別支援学校又は都道府県教育委員会等に確認する必要があります。

### 【教育の特色<sup>\*8</sup>】

小中学校又は高等学校に準じた（原則として同一の）各教科等の指導が行われており、それに加えて、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、「自立活動」が設けられています。



自分の地域に、どんな特別支援学校があるのか確認して、学校案内や学校要覧等を見て、学校のことについて調べてみましょう！



\* 8：「各特別支援学校の特色」については、「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、令和3年6月）を参考にしている。

参考：「学校教育法施行令第22条の3」

参考：「特別支援学校にかかわる就学事務の手引～早期からの一貫した支援のために～」（福島県教育委員会、平成26年4月）

\*参考・引用：「本人・保護者に伝える Book」（相馬支援学校・令和3年9月）19